

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業者

事業者の名称	医療法人 吉田病院
法人所在地	〒464-0854 名古屋市千種区大久手町 5-19
法人種別	医療法人
代表者氏名	理事長 永田 淳二
電話番号	052-741-4187

2. サービス目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者・要支援者の有する能力や環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活営むことができるように「居宅サービス計画」等の作成及び、変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

3. ケアネット大久手の事業所概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号および居宅介護支援の提供地域

事業所名	ケアネット大久手
所在地	〒464-0854 名古屋市千種区大久手町 5-16-1
介護保険事業所指定番号	2370100121
通常のサービス提供地域	千種区・昭和区・東区・中区・瑞穂区・その他

(2) 同事業所の職員体制

区分	常勤	非常勤	主な仕事内容
管理者	1 名	名	従業者の管理及び業務の管理・代表
介護支援専門員 うち主任介護支 援専門員 3 名	5 名	名	ケアマネジメント業務の企画調整・実施 但し 1 名は管理者と兼務

(3) 営業日・営業時間

営業日	毎週月・火・水・木・金曜日 ただし、国民の休日、年末年始を除く（緊急の場合は電話対応のみ）
営業時間	午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 同事業所の特徴

主任介護支援専門員を配置し、緊急の場合は 24 時間電話対応ができる体制をとっています。

（特定事業所加算Ⅱ取得事業所）

営業時間（午前 9 時～午後 5 時）以外で、緊急を要し対応が必要とする場合は電話対応致します。（但し、緊急性が無いと判断した場合はこの限りではありません）

(5) 課題分析の方式

愛介護版アセスメント方式で行います。

4. 居宅介護支援の利用申込みから介護サービス提供までの主な流れ

概ね以下の手順で進めてまいります。

1. 利用者から居宅介護支援サービスの利用申込み。
2. 利用者のご自宅を訪問し、利用者の心身の状態や置かれている環境等を調査し可能な限りご自宅で自立した日常生活が送れるよう、解決すべき課題把握・分析を行います。
3. 利用者やご家族の方がどのような介護サービスをどの程度の頻度で利用したいか、ご希望を伺います。
4. 上記2の解決すべき課題や3のご希望を考慮し、また、主治医やサービス事業者と協議し、利用者に適した1ヶ月単位の介護サービスの利用計画である「サービス利用票（居宅サービス計画）」を作成します。また、介護サービスを利用された際に利用者にご負担する利用料の内訳を記載した「サービス利用票別表」を作成しご説明の上、ご了承をいただきます。
5. 「サービス利用票（居宅サービス計画）」に基づき、介護サービスが計画的に提供されます。
6. 介護サービス提供後も継続的に利用者の心身の状態や介護サービスの実施状況を把握し、必要に応じ「サービス利用票（居宅サービス計画）」の変更を行います。

5. 介護サービスを受けるにあたっての重要事項

- (1) 利用者にお渡しした「サービス利用票」と異なる事業者からサービスを受けた場合やサービス内容を変更した場合、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。ご連絡がない場合介護保険が適応されず、利用者が一旦費用の全額を立て替えていただく事があります。
- (2) 被保険者資格を喪失、要介護状態区分の変更があった場合等、現在お持ちの被保険者証の記載内容に変更があれば、必ず担当の介護支援専門員にご連絡ください。

6. 居宅サービス計画の作成以外に提供のできるサービスの内容

※当事業所では「居宅サービス計画」の作成以外に、利用者のご依頼に基づき、次のサービスを提供することが出来ますので、お気軽にご相談下さい。

- (1) 利用者のご依頼に基づき、市町村の窓口にて、要介護・要支援認定の申請（新規・変更・更新）を代行します。但し代行にあたっては手続きの上、利用者の被保険者証をお預かりします。
- (2) 利用者のご依頼に基づき、市町村の窓口へ「居宅サービス計画依頼届出書」を利用者の代わりにお届けします。
- (3) その他、介護保険制度に関するご相談・質問等に応じます。

7. 居宅介護支援の利用料金

(1) 利用料

要介護・要支援・事業対象者認定を受けられた方は、介護保険制度から全額保険給付され、利用者のご負担はありません。

但し、保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合、要介護度に応じて1ヶ月あたり、下記の利用料金（報酬額と同額）をご負担いただき、当事業所から領収証と指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。

領収証と指定居宅介護支援提供証明書を後日お住まいの地区の区役所へ提出されると全額払い戻しを受けられる場合があります。

【事業対象者・要支援1, 2・要介護1～5】

4,884～20,243 円／月

(2) 交通費

上記3（1）の通常のサービス実施区域にお住まいの利用者はご負担ありません。

それ以外の地域にお住まいの利用者は、介護支援専門員がご自宅を訪問する都度、交通費の実費をご負担いただきます。

(3) 解約料

解約料に関してはいただいておりません。

8. 緊急時の対応方法

居宅介護支援の提供中に容体の変化・事故等が発生した場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡するとともに必要な措置を講じます。

24時間の電話での対応もさせていただきます。（緊急時連絡先は事業所連絡先と同じ
☎052-745-1503）

9. 秘密の保持

【別紙】に記載通り

10. 居宅介護支援の内容に関する苦情処理の体制

- (1) 利用者に提供した居宅介護支援に関するご相談や苦情、及び「サービス利用票（居宅サービス計画）」に基づいて提供した介護サービスに関するご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡ください。迅速に対応します。

相談窓口

■担当者 上出 かつ枝 ■電話番号 052-745-1503

■FAX 052-745-4777

- (2) 利用者は当事業所以外に市町村の相談窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることが出来ます。

□千種区役所 電話 052-753-1848

□東区役所 電話 052-934-1195

☐ 中区役所	電話 <u>052-265-2324</u>
☐ 昭和区役所	電話 <u>052-735-3918</u>
☐ 瑞穂区役所	電話 <u>052-852-9396</u>

■ 国民健康保険団体連合会 電話 052-971-4165

1 1. 事故発生時の対応

当事業所の過誤及び過失の有無に関わらず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的な事故に関しては下記の通り対応します。

(1) 事故発生時の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）に報告します。

1 2. 主治の医師および医療機関との連絡

当事業所は利用者の主治の医師および関係医療機関と、利用者の疾患に関する情報を必要に応じ連絡を取らせていただき、利用者の疾患に対する対応を円滑に行います。

- (1) 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険症、またはお薬手帳に、当事業所名および担当介護支援専門員が判るように、名刺を張りつける等の対応をお願いします。
- (2) また、入院時には、利用者またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

1 3. 利用者自身によるサービスの選択と同意

利用者ご自身がサービスを選択することを基本にサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又は家族に対して提供するものとします。

- (1) 居宅支援の提供の開始に際し、予め利用者は、複数の居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができ、利用者は居宅サービス計画書に位置付けた居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- (2) 特定の事業者に不当に偏した情報を提供することや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはしません。
- (3) サービス提供事業所の選定・推薦にあたっては、利用者・ご家族様のご希望をお聞きし、公正中立に行っていきます。
- (4) 居宅サービス計画等の原案に位置付けた居宅サービス等について、居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむおえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画書の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- (5) 当事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉

用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれに位置付けられた居宅サービス計画数が占める割合、前 6 ヶ月間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位 3 位）等について説明します。

【別紙】に記載通り

1 4. 虐待への取り組み

当事業所において、サービス提供中に虐待を発見した場合は速やかに市町村に通報させていただきます。

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- （１）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- （２）虐待の防止のための指針を整備します。
- （３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

相談窓口

■担当者	上出 かつ枝	■電話番号	052-745-1503
		■FAX	052-745-4777

1 5. その他重要事項

- （１）サービス提供の開始の直前には利用者の心身の状態や置かれている環境、医療等の状況に変化がないか再度確認し、状況に変化がある場合は、居宅サービス計画を変更します。
- （２）居宅サービス計画の作成を複数の居宅介護支援事業所に依頼することはお控えください。
- （３）利用者・ご家族の希望により、サービス提供内容の記録を閲覧していただくことができます。
- （４）入院した際は、ご利用になっている介護サービスを停止しますのでご連絡をお願いします。
- （５）入院した際には入院先に担当の介護支援専門員から、在宅での介護サービス等の情報を「在宅支援サマリー」として送らせていただきます。

利用料金表

(1) 基本料金（特定事業所加算Ⅱを含む）		
事業対象者・ 要支援 1・2	要介護 1・2	要介護 3・4・5
4,884 円	16,652 円	20,243 円

(2) 加算料金	
初回加算（予防） 適切かつ質の高いケアマネジメントを実施する為特に手間とする予防介護の初回の場合	3,315 円
初回加算（介護） 適切かつ質の高いケアマネジメントを実施する為、特に手間とする初回（新規と介護度が 2 段階以上変化するほど身体状態に変化が見られた場合）	3,315 円
入院時情報連携加算Ⅰ 病院又は診療所等の職員に対して必要な情報提供を当日行った場合	2,762 円
入院時情報連携加算Ⅱ 病院又は診療所等の職員に対して必要な情報提供を 3 日以内に行った場合	2,210 円
退院・退所加算 退院・退所に当たり、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画書を作成した場合(入院中 3 回まで可能)	4,972 円～9,945 円
緊急時等居宅カンファレンス加算 病院又は診療所の求めにより、病院等の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 (1 月に 2 回を限度として可能)	2,210 円
通院時情報連携加算 医師、歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に必要な情報提供を行い、医師等から必要な情報提供を受けた場合	552 円
ターミナルケアマネジメント加算 終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で在宅で死亡した場合	4,420 円
委託連携加算 介護予防支援を委託する初回の場合	3,315 円
特定事業所医療介護連携加算 質の高い医療介護連携の要件を満たした場合	1,381 円

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供を受けるにあたり、「重要事項説明書」により、サービス内容等の説明を受け同意しましたので、下記の指定居宅介護支援事業所に居宅サービス計画の作成を依頼します。

記

(居宅サービス計画の作成を依頼する指定居宅介護支援事業所)

住 所	〒464-0854 名古屋市千種区大久手町 5丁目16-1
名 称	医療法人 吉田病院 ケアネット大久手
連絡先	電 話 (052) 745-1503 FAX (052) 745-4777
説明者	印

被保険者番号

利 用 者

住 所

氏 名

印

電 話

家 族

住 所

氏 名

印

電 話

代 理 人

住 所

氏 名

印

電 話
